

横浜市立大学大学院研究生規程

制 定 平成17年4月1日規程第83号

最近改正 平成31年4月1日規程第13号

(趣旨)

第1条 横浜市立大学院における研究生について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 研究生として入学できる者は、本学大学院の入学資格を有する者でなければならない。

(入学手続)

第3条 研究生として入学しようとする者は、願書に研究計画を記載した書類のほか、必要書類を添えて学長に願い出なければならない。

2 学長は、当該研究科の教授会の議を経て、指導教員を決定の上、研究生として入学を許可する。

(指導教員)

第4条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、横浜市立大学大学院学則第4条第4項に定める学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合にはこの限りではない。

(研究期間等)

第6条 研究期間は1年とする。ただし、優れた業績を上げたと認められた場合及び特別の事情があると認められた場合には、研究期間を1年未満とすることができる。

2 研究生が第8条に定める研究報告書を添えて研究期間の延長を願い出たときは、学長は、研究上特別の必要があると認めた場合、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(講義、演習及び実験等への出席)

第7条 研究科長は、指導教員が必要と認める場合には、研究生に対し、当該研究科等の講義、演習及び実験等への出席を許可することができる。

(研究報告)

第8条 研究生は、研究期間を終了したときは、その研究成果を研究報告書にまとめ、指導教員に提出しなければならない。

(研究指導)

第9条 指導教員は、研究の目的を達成するために、研究生の研究状況を四半期に1回研究科長に報告するとともに、適切な研究指導に努めなければならない。

(証明書)

第10条 研究生から願い出があったときは、学長は、その研究事項及び研究期間等について証明書を交付することができる。

(単位認定)

第11条 第8条に定める研究生の研究報告に対し単位の認定は行わない。

(退学)

第12条 研究生は、その研究期間中に退学しようとするときは、所定の退学願いにその理由を記載し、研究科長を経て学長に願い出てその許可をえなければならない。

2 学長は、休学期間を除き1ヶ月以上研究に従事しない者及び疾病その他の事由により研究継続の見込みがないと認められた者に対しては、教授会の議を経て研究生の資格を取り消すことができる。

3 研究生が大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した時は、学長は教授会の議を経て研究生の資格を取り消すことができる。

(諸規則の準用)

第13条 学則、その他学内諸規則の学生に関する規定は、研究生にこれを準用する。

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第13号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。